

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支援します

高等職業訓練促進給付金のご案内

令和3年4月から対象期間・訓練を拡充しています

見直し前

1年以上の訓練等

緩和

見直し後

6月以上の訓練等

看護師、保育士等の
国家資格

拡充

情報処理関係等の
民間資格^{※1}も対象に

※1 シスコシステムズ認定資格(CCNP等)
LPI認定資格(LPIC等)等

支給内容などはこちら

対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において**6月以上**のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれること（令和3年度に修業を開始する場合。）
- ③ 今まで訓練促進給付金等を受給していないこと
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められること
- ⑤ 高等教育の修学支援制度において給付型奨学金の支給を受けていないこと

支給内容

訓練期間中、月額**10万円**（住民税課税世帯は月額70,500円）

※修学の最終年限1年間に限り支給額を**4万円**加算

対象訓練

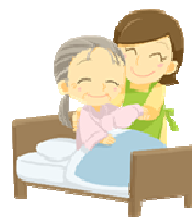
就職の際に有利となる資格^{※2}で、養成機関において6月以上修業するもの

（例）看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、調理師、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師、理容師、言語聴覚士、保健師、歯科技工士（国家資格）や、情報処理関係等の民間資格

※2 教育訓練給付（裏面参照）の対象講座（一部除く）

詳しい情報はこちらから <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

☎ **通学する場合を対象とするため、通信講座は対象になりません**



お問い合わせ

郡山市こども家庭支援課こども家庭相談センター（8:30～18:00）

（ニコニコこども館2階）

☎024-924-3341



安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

他にもさまざまな支援をご活用いただけます

職業訓練

スキルアップを目指す方

公共職業訓練

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給されている方が、**受講費無料**で受講できる職業訓練です。

求職者支援制度

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給できない方が、**受講料無料**、かつ、要件を満たせば**月10万円の給付金**^{※3}を受給しながら受講できる職業訓練です。

※3 給付金の支給要件の緩和の特例措置（令和3年9月30日まで）を導入

全てのハローワークに、職業訓練の受講を検討している方などの相談・就職支援を行う「**コロナ対応ステップアップ相談窓口**」を設置しています。

■詳細は、ハローワーク郡山までお問合せください。

☎024-921-8611

受講費支援

訓練を受講される方

教育訓練給付

在職中の方、または、原則、離職後1年以内の方で、雇用保険の被保険者期間が3年以上（初めて教育訓練給付を受給する場合は、専門実践教育訓練であれば2年以上、それ以外の訓練であれば1年以上）の方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細は、ハローワーク郡山までお問合せください。

☎024-921-8611

自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある方が、主に教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細は、郡山市こども家庭支援課こども家庭相談センターまでお問合せください。

☎024-924-3341